

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

|   |                    |               |
|---|--------------------|---------------|
| 名称： あい保育園味鋺   | 種別： 保育所            |               |
| 代表者氏名： 原口 瑞枝  | 定員（利用人数）： 66名（59名） |               |
| 所在地： 愛知県名古屋市北区東味鋺1丁目718番  |                    |               |
| TEL： 052-908-1190   |                    |               |
| ホームページ： <a href="https://aigran.co.jp/">https://aigran.co.jp/</a> |                    |               |
| 【施設・事業所の概要】   |                    |               |
| 開設年月日： 平成 元年 4月 1日  |                    |               |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 アイグラン                                       |                    |               |
| 職員数   | 常勤職員： 12名          | 非常勤職員： 1名     |
| 専門職員  | （園長） 1名            | （栄養士） 2名      |
|   | （主任） 1名            |               |
|   | （保育士） 8名           |               |
| 施設・設備の概要  | （居室数） 7室           | （設備等） 調理室・事務室 |
|   |                    |               |

### ③理念・基本方針

#### ★理念

私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っています。

#### ★基本方針

- ・ 自主性を育てます。
- ・ 個性を大切にします。
- ・ 思いやりが育つ「心の基地」を目指します。
- ・ 自然との触れ合いを大切にします。

### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 月に一度、クッキングを行う。
- ・ 自然との触れ合いを大切にする。（花や野菜を育てる）
- ・ 豊富な手作りおもちゃ。
- ・ 行事等は、子どもたちと作り上げていく。
- ・ 家庭的な雰囲気をした保育を行う。
- ・ 異年齢での交流を行う。（一緒に散歩に出かけたり、行事を楽しむ）
- ・ 週に一回英会話、リトミックを行っている。

⑤第三者評価の受審状況

|                   |   |
|-------------------|---|
| 評価実施期間            | 令和 3年 8月12日(契約日) ~<br>令和 4年 7月 7日(評価確定日)<br>【令和4年3月7日、3月18日(訪問調査日)】 |
| 受審回数<br>(前回の受審時期) | 0 回 (平成 年度)   |

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長のゆるぎない信条

園長は、「保育の質の向上」＝「子どもが楽しく園に通うこと」を信条とし、子どもへの充実した保育を提供するためのルールを作っている。主体性を育む「毎日の外遊び」、社会性を育てる「週1回の散歩」、苦手な子どもにも配慮した「強制しない制作」が主なルールである。保護者アンケートの自由記述欄には、複数の保護者の「通園を楽しんでいる」との記述があった。園長のゆるぎない信条が、園全体に浸透している。

◆職員間の良好な関係性

園長、主任を中心に職員間の信頼関係が構築されており、職員が自信をもって保育できるような雰囲気、職員も子どもものびのびと生活できている。経験年数の少ない職員も多いが、経験者が積極的に相談に乗ったり、アドバイスをしたりしている。ほとんどが正規職員であり、園運営(勤務シフトの調整等)にも協力的で、長時間の保育にもローテーションを組んで対応している。

◆保護者との信頼関係

担任以外の職員も保護者や子どもに声をかけ、保護者が安心して子どもを預けられる環境が作られている。職員が掴んだ情報は、夕礼や職員会議で情報共有が図られており、些細なことまで園長が把握しているため、保護者からの安心感、信頼感が高い。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画と単年度事業計画との連動

単年度の事業計画は、「中・長期計画」との連動を意識せず、前年度の事業計画を評価した「事業報告書」を反映させる形で策定されている。「中・長期計画」の柱(主題)となっている「保育士の質を高める」を単年度の事業計画の重点課題として明確化し、その取り組みの結果を「事業報告書」で詳細に報告・説明することが望ましい。

◆標準的な実施方法の整備

法人が作成したマニュアルや手順書は整備され、誰もが見られるように事務室で保管されているが、職員それぞれが即座に確認できる状態ではない。必要と思われるマニュアルや手順書は抜粋して研修資料として配付しているとのことであるため、配付資料を冊子にまとめる等、職員各自の標準的な実施方法の整備が望まれる。マニュアルの定義として、「必要な時に」、「必要な人が」、「必要な所で」手にすることが可能であることが挙げられる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

とても分かり易く、一つひとつ丁寧に説明して下さい感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

|   |                         | 第三者評価結果 |       |
|---|-------------------------|---------|-------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。   |                         |         |       |
| I-1-(1)-①   | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | 保1      | Ⓐ・b・c |
| ＜コメント＞<br>コロナ禍により入園式や保育参観が中止となり、対面で保護者と話し合う機会が減少している。入園説明会は集合して開催することができず、園長が対象となる保護者一人ひとりと面談する形で行い、詳細に説明するとともに保護者の質問に丁寧に答えた。その甲斐あって、保護者アンケートの「理念の保護者周知」は79%の肯定回答を得た。 |                         |         |       |

##### I-2 経営状況の把握

|   |                                 | 第三者評価結果 |       |
|---|---------------------------------|---------|-------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。   |                                 |         |       |
| I-2-(1)-①   | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | 保2      | Ⓐ・b・c |
| ＜コメント＞<br>区の園長会が毎月対面形式で開催されており、法人の地区園長会も毎月開催されている。他法人の園長との繋がりもあり、園運営に必要な情報量に不足はない。さらに、法人の方針が担当のマネジャーから伝えられており、質問の回答は即座に返ってくる。                       |                                 |         |       |
| I-2-(1)-②   | 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。       | 保3      | a・Ⓑ・c |
| ＜コメント＞<br>喫緊の経営課題を「コロナ禍における園行事の取組み」と認識している通り、家族アンケートには、中止となった行事に関して「工夫の余地」を求める声があった。特に、運動会は2年続けての中止となっており、わが子の成長した姿を確認したい保護者にとっては、期待を裏切られる結果となっている。 |                                 |         |       |

##### I-3 事業計画の策定

|  |                             | 第三者評価結果 |       |
|--|-----------------------------|---------|-------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。  |                             |         |       |
| I-3-(1)-①  | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | 保4      | a・Ⓑ・c |
| ＜コメント＞<br>令和元年度～4年度の「中・長期計画」が策定されている。この「中・長期計画」では、園長の目指す4年後の園のあるべき姿を、「保育士の質を高める」ことに的を絞って各年度の活動内容に落とし込んでいる。既に3年目も終盤に差し掛かっているが、コロナ禍によって計画に遅れが出始めている。4年目に向け、「中・長期計画」の適切な見直しを行うことを期待したい。 |                             |         |       |
| I-3-(1)-②  | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。  | 保5      | a・Ⓑ・c |
| ＜コメント＞<br>単年度の事業計画は、「中・長期計画」との連動を意識せず、前年度の事業計画を評価した「事業報告書」を反映させる形で策定されている。「中・長期計画」の柱（主題）となっている「保育士の質を高める」を単年度の事業計画の重点課題として記載し、その取組みの結果を「事業報告書」で詳細に説明することが望ましい。                       |                             |         |       |

|   |    |             |
|---|----|-------------|
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。  |    |             |
| I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。   | 保6 | a ・ ⑥ ・ c   |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の策定や見直しは、大部分を園長が一人で担当しており、職員の参画はほとんどない。園長が策定した「中・長期計画」や事業計画は全職員に配付され、職員会議で説明されている。今後は、より多くの職員参画の下での事業計画等の策定を期待したい。</p>                                 |    |             |
| I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。   | 保7 | ⑦ a ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度、保護者の参加を予定していた主要な行事（入園式、保育参観、夏祭り、運動会、遠足等）はすべてコロナ禍によって中止となった。しかし、園長と保護者との1対1の入園説明会での説明や「園だより」による情報提供が功を奏し、家族アンケート（「事業計画の保護者周知」）では高い数値（74%の肯定回答）を示した。</p> |    |             |

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|  |    | 第三者評価結果   |
|--|----|-----------|
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。   |    |           |
| I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。  | 保8 | a ・ ⑧ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年1回、法人の定めた「自己評価チェックリスト」を使って全職員が自己評価を行っている。自己評価の実施後に園長との個人面談が行われ、「中・長期計画」に掲げる「保育士の質を高める」とも符合する取組みとなっている。この「自己評価チェックリスト」を職員個々の資質の向上に留めず、園としての質の向上に資するために分析することが望まれる。</p> |    |           |
| I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。  | 保9 | a ・ b ・ ⑨ |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「自己評価チェックリスト」の評価、分析が実施されておらず、園として取り組むべき課題の抽出に至っていない。「自己評価チェックリスト」の分析結果と、今回の第三者評価受審での「改善の気づき」とを併せて検討し、優先順位を付けて改善に取り組むことを期待したい。</p>                                       |    |           |

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

|  |     | 第三者評価結果 |     |
|--|-----|---------|-----|
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。   |     |         |     |
| Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。   | 保10 | a       | ⓑ・c |
| <コメント><br>園長の役割や責任が「運営規程」に明記され、さらに「職務分担表」には職務の内容が詳細に記載されている。園長不在時の有事の際には、「運営規程」の記述から主任がその権限の委任先となる。園長は、職員会議等で自らの考え方や園運営の方針を表明しているが、それらは口頭で行われ、書面に残すには至っていない。                       |     |         |     |
| Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。   | 保11 | Ⓐ       | b・c |
| <コメント><br>園長は、自ら関係法令を遵守するに留まらず、研修等によって職員への啓蒙にも力を注いでいる。法人の方針として園内研修を毎月行うことをルール化しており、その中にコンプライアンスに関する研修が含まれている。法人による「アイگران オンライン研修 配信一覧」にも、「個人情報保護法」に関する研修がリストアップされている。             |     |         |     |
| Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。   |     |         |     |
| Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。   | 保12 | Ⓐ       | b・c |
| <コメント><br>「保育の質の向上」＝「子どもが楽しく園に通うこと」と考え、子どもへの充実した保育を提供するためのルールを作っている。主体性を育む「毎日の外遊び」、社会性を育てる「週1回の散歩」、苦手な子どもに配慮した「強制しない制作」が主なルールである。保護者アンケートの自由記述欄には、複数の「通園を楽しんでいる」との記述があった。          |     |         |     |
| Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。   | 保13 | Ⓐ       | b・c |
| <コメント><br>子どもの登降園管理が、手動のタイムカードから電子媒体の「キッズリー」に替わり、職員の勤怠管理も電子化されている。これらによって職員の事務時間の確保が容易となり、時間外勤務や持ち帰り業務はほとんどない。離職者が少なく（今年度は0名）、安定した職員雇用が実現している。「職員の仲が良い」との保護者の声もあり、園長の職員掌握力、統率力は高い。 |     |         |     |

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

|   |     | 第三者評価結果 |     |
|---|-----|---------|-----|
| Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。   |     |         |     |
| Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。  | 保14 | a       | ⓑ・c |
| <コメント><br>職員採用は法人本部の戦略部が主管しているが、名古屋・尾張地区は園長が人事権（採用権）を任せ、面接から合否判定までを行っている。同地区は法人による事業拡大が急なため、常に人材確保に取り組んでおり、固定的な人員計画は作成していない。若い職員が多数を占めることから、定着対策は、「休暇が取りやすい」ことに主眼を置いている。                |     |         |     |
| Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。  | 保15 | a       | ⓑ・c |
| <コメント><br>法人内の園長会では、総合的な人事管理体制の構築が話題として挙がっている。しかし、昇進や昇格に関しての法人統一の人事基準はなく、人事考課制度も導入されていない。「自己評価シート」から目標管理への展開が図られているが、体系的な仕組みとはなっていない。年功序列の人事体制をとるか、成果主義的な人事管理体制を導入するか、法人としての方針の決定が待たれる。 |     |         |     |

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。   |     |           |
| II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。   | 保16 | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長の進める「働きやすい職場づくり」の主眼は、「休暇が取りやすい」ことに置かれ、有給休暇の取得に職位、職種による偏りはない。ほとんどの職員が有給休暇を100%消化し、時間外労働や持ち帰り仕事もほとんどない。職員雇用が安定しており、今年度の離職者は0である。</p>   |     |           |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。   |     |           |
| II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。  | 保17 | a ・ ② ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「自己評価シート」作成後に、園長が職員一人ひとりと面談し、園長の思いをフィードバックしている。しかし、「自己評価シート」の内容分析等から職員個々に目標を設定するには至っていない。研修重視の方針であり、法人が要求する毎月1回の園内研修を、園独自に2回に増やす計画がある。法人内他園との交換研修の構想も、コロナ禍によって立ち消えとなっている。</p>      |     |           |
| II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。  | 保18 | a ・ ③ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「園内研修年間計画」に、毎月の研修テーマが記載されている。非正規の1名を除く他の職員はすべて正規職員であり、研修参加率は高い。研修に参加できなかった職員については、後日園長が個別に研修を実施している。法人のオンライン研修受講後には「研修報告書」が提出され、職員間に回覧されている。研修を「研修報告書」で完結させず、研修効果の確認・検証が求められる。</p> |     |           |
| II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。  | 保19 | ④ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員全員が、毎月「園内研修年間計画」に定められた研修を受講し、法人が行うオンライン研修を受講することも可能である。市が主催する研修にも申し込んでいるが、コロナ禍によって対面での研修はほとんどが中止となっている。園長の研修に対する意気込みは強く、園内研修を月2回に増やす計画もある。</p>                                   |     |           |
| II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  |     |           |
| II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。  | 保20 | a ・ b ・ ⑤ |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の開設1年目は、園運営が繁忙を極め、2年目、3年目はコロナ禍に見舞われている。そのような状況の中、実習生を受け入れる機会が失われ、現在まで受入れ実績は0である。まずは、実習生を受け入れるためのマニュアル整備を進められたい。</p>   |     |           |

### II-3 運営の透明性の確保

|   |     | 第三者評価結果   |
|---|-----|-----------|
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。   |     |           |
| II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。   | 保21 | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人と園独自のホームページを有効活用し、様々な情報を公開している。苦情解決の仕組みを載せ、園が受け付けた苦情の内容や解決した状況（令和2年度は苦情受付なし）を、ホームページ上で報告する仕組みがある。パンフレットは、園の魅力を十分に伝える内容となっている。</p>  |     |           |
| II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。   | 保22 | a ・ ② ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>キャッシュレス化が進められ、園での現金収受はほとんどない。したがって、不意の出費に備えての3万円を小口現金制で管理している。現金出納の決裁権は園長にあり、帳簿、金庫（現金）も園長の管理下にある。内部牽制が働く仕組みとは言い難く、管理体制の見直しが望まれる。</p> |     |           |

II-4 地域との交流、地域貢献

|   |     | 第三者評価結果 |         |
|---|-----|---------|---------|
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。   |     |         |         |
| II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を上げるための取組を行っている。   | 保23 | a       | ・ ⑥ ・ c |
| <コメント><br>「保育の内容に関する全体的な計画」の中に、地域関連事項として「職員充足による3歳未満児の積極的な受入れ」と「子育て支援ひろばの開催」を挙げている。3歳未満児の受入れ体制は整備されてきているが、子育て支援広場はコロナ禍によって開催ができない状態が続いている。コロナ禍収束が待たれる。                        |     |         |         |
| II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。   | 保24 | a       | ・ b ・ ③ |
| <コメント><br>園の開設から3年目を迎えているが、開設当初から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでにボランティアの受入れはない。コロナ禍収束を前提に、ボランティアを有効活用するための準備を期待したい。まずは、受け入れるための基本姿勢等を明確にし、マニュアルの整備が求められる。                             |     |         |         |
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。  |     |         |         |
| II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。  | 保25 | ①       | ・ b ・ c |
| <コメント><br>コロナ禍によって、地域の社会資源を十分に活用するには至っていないが、園医や医療機関、小学校等の教育機関、同業の他保育園等々がリスト化されている。開設当初から児童相談所案件があり、直接児童相談所と連携をとっている。現在は2名の子どもに関して観察を行っており、毎月1回児童相談所に報告をしている。                  |     |         |         |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。   |     |         |         |
| II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。  | 保26 | ①       | ・ b ・ c |
| <コメント><br>コロナ下ではあるが、区の園長会が毎月対面形式で開催されており、さらに細分化された地区の園長会もあることから、地域の保育ニーズは把握されている。園長は地区の他法人の園長ともパイプがあり、様々な情報を取得している。園長から、地域のニーズを含む情報を法人に挙げ、法人の保育事業の展開(新規開設等)に役立っている。           |     |         |         |
| II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。  | 保27 | a       | ・ b ・ ③ |
| <コメント><br>公益的な活動の主体である「子育て支援ひろば」が計画されてはいるが、コロナ禍によって開催されない状態が続いている。外に向けての活動ができない今だからこそ、コロナ収束後の取組みや活動をプランニングすることを勧めたい。様々な観点から園の保育を検証し、園(職員)の持つ専門性やノウハウを活かした地域貢献活動を計画することを期待したい。 |     |         |         |



評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|   |     | 第三者評価結果   |  |
|---|-----|-----------|--|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。   |     |           |  |
| Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。  | 保28 | a · b · c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育の基本的な姿勢は、「保育の内容に関する全体的な計画」や「重要事項説明書」に記載されており、事務室に「就業規約」として掲示し、職員には年度初めに園長から話をして周知している。保護者には入園説明会で園長が説明し、理解を得ている。人権、文化の違いについては、外国籍の子どもとその保護者への関わりの実践を通して理解を図る取組を行っている。</p>              |     |           |  |
| Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。   | 保29 | a · b · c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待防止をはじめ権利擁護に関するマニュアルが整備され、年に1回法人による研修が行われている。保護者には入園時に「重要事項説明書」に沿って説明し、理解と同意を得ている。月に1回職員が研修内容を選んで行う「職員研修」でも取り上げ、園内のWebカメラでは着替え場面を写さない、身体測定はカメラに映らない場所で行う等、約束事として認識されている。</p>                    |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。   |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。   | 保30 | a · b · c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所選択に必要な情報はホームページで公開し、区役所や園医にもパンフレットを設置している。利用、見学希望者にはパンフレットを用いて、園長、主任が個別に対応している。「園での保育を理解しやすいように」との視点で、写真やイラストを多く使用したパンフレットは、職員からの意見を取り入れて毎年年度末に見直している。</p>                                    |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。  | 保31 | a · b · c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全保護者が園を見学しており、パンフレットでの説明を受けている。入園時の説明は「重要事項説明書」を使用して個別で行っていることもあり、保護者理解は十分である。保護者と園長とは何度も顔を合わせており、分からないことはすぐに確認できるような関係性が築かれている。外国籍の保護者等、個別に配慮が必要な保護者へは、その都度の対応で問題はないが、誰もが同じ対応ができていないと言いがたい。</p> |     |           |  |
| Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。   | 保32 | a · b · c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>転園児の数は多くないが、今までに転園先に書類や情報を送ったことはない。保育の継続性に配慮した取組みとして、手順や引き継ぎ文書、転園先への送付の方法等について検討されたい。転園、退園の際に継続して相談を受けられることは口頭で伝えてはいるが、文書で伝えることも考慮されたい。</p>  |     |           |  |
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。   |     |           |  |
| Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。   | 保33 | a · b · c |  |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者満足は、送迎時の会話や年に1回法人が行う保護者アンケートで把握している。アンケート結果は園長を通して職員全員に通知され、共有している。保護者からの意見は、園長、主任を中心に会議で話し合い、保護者に説明をしたり改善案を提示したりしている。保護者会はないが、園の運営に支障をきたすことはない。保護者からの意見をきっかけに、散歩を多く取り入れるようにしている。</p>         |     |           |  |

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。  |     |           |
| Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。  | 保34 | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制が整備され、「重要事項説明書」に記載されている。保護者へは入所時に園長から説明し、育園入り口にも掲示して周知している。第三者を立てる苦情ではないが、「泥んこ遊びの際に付けた洋服の泥シミが洗濯しても落ちない」や運動靴の替えがない等、子どもの生活に関わる意見については苦情として受け付け、職員間で話し合い、「園だより」や掲示を通して、保護者にフィードバックしている。</p> |     |           |
| Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。  | 保35 | a ・ ② ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談や意見は、送迎時や保護者アンケート、希望者による個別面談等の機会があり、気軽に意見が言えるような雰囲気づくりに努めている。「重要事項説明書」の苦情解決の項目の中に相談についての記載があるが、「相談窓口が決められている」と読み取れるため、記載方法についての検討をされたい。個別面談については、保護者の希望の時間で、事務室や保育終了後の保育室等の確保をして行っている。</p>     |     |           |
| Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。   | 保36 | a ・ ③ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談や意見は毎日のタレで報告し、改善、対応を検討しているが、記録のない事案もある。記録に残すべき相談や意見について、園内で統一したルールを定め、共通理解を図ることが望まれる。対応マニュアルは整備されており、エリアマネージャーを通して法人に見直しの意見をあげることが可能である。</p>   |     |           |
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。   |     |           |
| Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   | 保37 | a ・ ④ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「事故対応マニュアル」が整備されている。委員会として立ち上げていないが、「ヒヤリハット」は気づいたときに記録している。記録した職員が中心となり、議案提示、危険個所の共通理解、改善策、改善状況等、職員会議で討議されている。「ヒヤリハット」について誰もが理解できるよう、担当者や提示資料、会議の流れ等、現在行っていることを「手順書」として文書化することが望まれる。</p>         |     |           |
| Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。  | 保38 | ⑤ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症予防と発生時の対応マニュアルが整備されている。コロナ下、子どもや保護者の検温、消毒、換気の徹底、玩具の消毒等について、職員会議の中で研修を行っている。嘔吐対応については、4月に手順書に基づいて職員が実際に対応して確認している。保護者への感染情報はキッズリーアプリにて配信し、入口に掲示、さらに口頭で伝達している。</p>                              |     |           |
| Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。  | 保39 | ⑥ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時の体制が整備され、「重要事項説明書」で保護者周知している。消防計画、防災計画に基づき、毎月1回火災、地震を想定した避難訓練を行っている。保護者、職員の安否確認はメール配信に返信する形で行えるようにしている。開園して日が浅く、コロナ禍もあって地域との交流も深くはできていないが、コロナ収束を待って、避難訓練への参加や災害時の協力を依頼する計画がある。</p>            |     |           |

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

|   |     | 第三者評価結果   |
|---|-----|-----------|
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。   |     |           |
| Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。   | 保40 | a ・ ⑦ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人が作成したマニュアルや手順書があり、事務室内に保管され、職員は誰でも手に取れるようになっている。子どもと関わる保育に直接必要だと思われるマニュアルや手順書は、月1回の職員会議や研修時に抜粋し、資料として配付している。今まで配付した資料の利用を含め、職員各自が標準的な実施方法の冊子を手元に置いて活用することができるような取組が望まれる。</p> |     |           |

|  |     |           |
|--|-----|-----------|
| Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。  | 保41 | a ・ ㉑ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/> マニュアルや手順書についての意見は、園長からエリアマネージャーを通して法人に挙げる事ができる。研修資料として捉えられていた部分が多く、今までは標準的な実施方法という概念がなく、意見を挙げた実績はない。まずは、職員一人ひとりがマニュアルや手順書を「標準的な実施方法」として身近に置き、保育実践の中で使用していくことを期待したい。</p>                     |     |           |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。  |     |           |
| Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。   | 保42 | a ・ ㉑ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/> 法人作成の統一様式に保護者が記入し、入園説明会時に面談を行い、担任が内容を「面談シート」にまとめている。「面談シート」の内容を加味して(個別)指導計画を作成している。離乳食対応児やアレルギー対応児については栄養士に、リトミックについては講師に意見を求める等、様々な職種、外部関係者の意見を調整して作成している。支援困難ケースについても、個別の指導計画作成が望ましい。</p> |     |           |
| Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。   | 保43 | a ・ ㉑ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/> 指導計画の作成、評価・反省等は職員各自が定められた期日で行い、提出している。職員間での差異が生じないためにも、指導計画作成、実施、評価、見直しまでの手順、記載内容、指導計画変更時の対応等、また、指導計画以外の書類も含めた「記録要領」の作成が望まれる。</p>   |     |           |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。   |     |           |
| Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。   | 保44 | ㉑ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/> 子どもの発達状況や生活状況は、毎日の夕礼や「職員伝達ノート」で情報共有している。保育の実施状況は指導計画、個別の指導計画、「児童記録票」に記録されている。月1回の職員会議の中で、子どもについての情報共有もしている。</p>   |     |           |
| Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。   | 保45 | a ・ ㉑ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/> 個人情報保護については、園の対応が「重要事項説明書」に記載され、保護者に説明して同意を得ている。子どもに関する記録は一切持ち出し禁止となっており、事務室で保管されている。個人情報保護に関する職員研修は入社時に会社で行っているが、その後は研修を行っていない。法改正や制度の変更等に対応するためにも、定期的な研修の実施が望まれる。</p>                     |     |           |

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

|  |     | 第三者評価結果   |
|--|-----|-----------|
| A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成   |     |           |
| A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。   | 保46 | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の内容に関する全体的な計画」は園独自で策定している。年度末に職員会議で見直し、課題を次年度の策定に活かしている。経験年数の少ない職員が多いことから、「保育の内容に関する全体的な計画」は園長と主任によってまとめられているが、夕礼時の意見交換や年度末の職員会議の中での評価・反省を通し、職員の意見は「保育の内容に関する全体的な計画」に盛り込まれている。</p>     |     |           |
| A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開   |     |           |
| A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。   | 保47 | ① ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室に温湿度計を設置し、過ごしやすい環境設定を意識している。月1回の布団クリーニングと週1回のシーツ洗濯を行い、寝具の衛生管理も行っている。手作り玩具を取り入れ、家具や玩具の配置を工夫する等、一人ひとりの子どもが落ち着ける場の確保を行っている。</p>  |     |           |
| A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。  | 保48 | a ・ ② ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭の生活環境により、個別に対応するケースを含め、一人ひとりの子どもが園での生活を心地よく過ごせるように支援している。子どもの話をじっくり聞くために、職員同士が連携をとる工夫をしているが、時間に追われたり、職員の気持ちに余裕がなかったりする等、職員による差異も見受けられる。職員自身の意識の向け方も今後の課題の1つとなっている。</p>                  |     |           |
| A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。  | 保49 | ③ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭の生活環境や発達年齢の違いも加味しながら、パネルシアターを使ったり、絵や図の掲示等を用いて、基本的な生活習慣の必要性について子どもに話し、年齢別のねらいを立てて取り組んでいる。「気長に」、「見守る」、「無理強いしない」ことを職員間で共通理解し、子どもの気持ちが向いたり、自分で取り組んだり、できたら褒めることを繰り返している。</p>                 |     |           |
| A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。  | 保50 | ④ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢に合わせて子どもが主体的に遊ぶよう、制作用具や制作材料、絵画やぬり絵材料、自然物、楽器類等、保育室内の環境が整備されている。幼児同士や乳児と幼児との交流を指導計画に入れたり、長時間保育での交流等、年齢を問わない子ども同士のつながりを広げる取り組みを行っている。開園して日が浅く、コロナ禍によって地域との交流が持てていないが、コロナ収束後の計画には入れてある。</p> |     |           |
| A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  | 保51 | ⑤ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>直接手に取り触れたり、試したりすることを通して、感触や感覚が実感できるよう、手作り玩具を多く取り入れている。一人ひとりの生活リズムを大切に、ゆったりと穏やかに関わること、スキンシップを大切にすることを職員共通のねらいと定めて保育している。送迎時の会話や「連絡ノート」で保護者と連携を取り、個別の指導計画や子どもへの関わりに反映させている。</p>             |     |           |
| A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  | 保52 | ⑥ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園庭での遊びや散歩では、こどものペースで動けるように職員間で連携をとり、室内ではパーテーション、コーナー等を活用し、隠れたり、かがんだりできるスペースを設定して、探索活動が十分にできる工夫をしている。自我の育ちは子どもの気持ちを代弁する、気持ちが切り替わるまで待つ、子ども自身が選択できるようにする等、一人ひとりに合わせた対応を意識して行っている。</p>        |     |           |

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
| A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  | 保53 | ㉑ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         子どもの気持ちの受け止め方や関わり方は職員により異なるが、丁寧な保育を心がけている。各年次1クラスのため、職員間の連携を密にし、年次を越えた交流を図るように意識している。コロナ禍によって地域との関わりが難しい中ではあるが、区長会に声をかけたり、幼保小連絡会への参加等、可能な限り地域や就学先との関わりが持てるよう努めている。</p>                     |     |           |
| A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。   | 保54 | a ・ ㉒ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         職員体制が整わず、今年度は障害児の受入れはできていない。障害児についての職員研修を行い、障害特性の理解やクラスの中での指導計画の立案、個別の指導計画立案等、いつでも受け入れられるような職員の意識はある。</p>  |     |           |
| A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。   | 保55 | a ・ ㉓ ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         長時間保育はゆったりと穏やかに過ごせるように、子どもの人数や状態に合わせて、クラス別、幼児組と乳児組、全体で保育している。引継ぎは「職員伝達ノート」を使い、特別な連絡事項がある場合はメモを貼って保護者に伝達しているが、メモは廃棄するため記録として残されていない。また長時間保育の指導計画は作成されておらず、保育形態が変わることも踏まえた指導計画の作成が望まれる。</p>  |     |           |
| A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。   | 保56 | ㉑ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         今年度、初めて卒園児を送り出す。7名が2小学校へ就学するため、小学校との連携は、子どもの様子の引継ぎのための「保育所児童保育要録」の作成、送付を行っている。子どもが小学校生活に期待が持てるよう、ひも靴の扱い方や傘をさしての歩き方、通学路の確認等を保育の中に取り入れている。不安に感じている保護者には、個別に話をする機会を設けている。</p>                 |     |           |
| A-1-(3) 健康管理  |     |           |
| A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。  | 保57 | ㉑ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         「健康管理マニュアル」があり、保健計画が作成されている。コロナ下、登園時に全員の検温を行い、保護者から聞き取りを行って毎日の健康状態を把握し、「職員伝達ノート」や夕礼で情報を共有している。SIDS（乳幼児突然死症候群）については入園時に保護者に説明し、職員会議内の研修で職員に周知している。保育中の体調不良やケガへの対応は、保護者と直接話をして情報を共有している。</p> |     |           |
| A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。   | 保58 | ㉑ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         健康診断・歯科健診の結果は記録され、異常のあった場合は「職員伝達ノート」や夕礼を使って、職員間の情報共有を図っている。保護者へは紙面にて結果を伝え、場合によっては医療機関への受診を勧めている。歯科健診後は、パネルシアターを使い、虫歯についてや歯磨きについて、子どもに正しい知識や技術を伝える取組みを行っている。</p>                            |     |           |
| A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。  | 保59 | ㉑ ・ b ・ c |
| <p>&lt;コメント&gt;<br/>         アレルギー児対応としては、医師の診断書に基づき、保護者、調理担当者、担任、園長での話し合いを行い、アレルギー除去食の提供を行っている。対象児はテーブルを個別に用意し、職員が必ず同席し、調理担当者自らがクラスに向いて配膳をしている。職員会議内の研修でアレルギーや除去食についての研修を行い、職員の意識を高めている。</p>                           |     |           |

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
| A-1- (4) 食育、食の安全  |     |           |
| A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。  | 保60 | ① ・ b ・ c |
| <コメント><br>食育計画に基づいて月1回のクッキングが計画されていたが、コロナ禍によって実施は自粛された。「ゆっくり」、「あせらせない」のねらいを職員が共有し、子どもに合った食事量を調節して「食べられた満足感」が得られるように工夫している。サンプルケースに当日の食事やおやつを提示したり、「給食だより」にレシピを掲載して家庭との連携を図っている。             |     |           |
| A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。   | 保61 | ① ・ b ・ c |
| <コメント><br>発育状況や家庭状況に合わせて、園長と担任、調理担当者等が話し合い、離乳食の段階や個別の対応を行っている。毎日、アレルギー児の配膳のために調理担当者が保育室に向向いており、子どもの喫食状況や残食が把握されている。「衛生管理マニュアル」に基づき、調理室の衛生管理を行っている。保健所の監査がないため、職員全体の研修を行い、衛生意識を一層高めていく計画である。 |     |           |

## A-2 子育て支援

|  |     |           |
|--|-----|-----------|
|  |     | 第三者評価結果   |
| A-2- (1) 家庭と綿密な連携  |     |           |
| A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。  | 保62 | a ・ ① ・ c |
| <コメント><br>家庭との連携の機会は、送迎時の会話やキッズアプリがある。コロナ下、「園だより」やWebカメラを用いて、保育の様子を伝えている。今年度は保護者が参加する行事(運動会、発表会等)が行えず、子どもと職員とで行った行事のビデオを卒園式で放映する予定である。保護者アンケートには、行事再開を望む声が多く寄せられた。保護者からの意見や相談、情報交換した内容等を記録に残されたい。    |     |           |
| A-2- (2) 保護者の支援  |     |           |
| A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。   | 保63 | a ・ ① ・ c |
| <コメント><br>早朝保育から延長保育までの長時間の保育は、職員がローテーションを組んでいるため、何日も保護者と担任とが顔を合わさない状況はなく、信頼関係は築かれている。保護者の勤務の状況に合わせた相談体制も整っており、気軽に意見や相談ができています。意見や相談内容は「職員伝達ノート」に記入しているが、記録に残っていない事案もある。継続した保護者支援のためにも、記録に残すことが望まれる。 |     |           |
| A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。   | 保64 | a ・ ① ・ c |
| <コメント><br>毎日の夕礼、月に1回の職員会議等で、子どもに関する情報を共有している。その際に、園長から虐待の早期発見や虐待防止について話をすることはあるが、虐待を疑われる場合の保護者の兆候、発見時の対応等も含め、職員研修は実施されていない。対象児については保護者と面談を行い、区や児童相談所との実務者会議や書面での情報共有を行っている。                          |     |           |

## A-3 保育の質の向上

|   |     |           |
|---|-----|-----------|
|   |     | 第三者評価結果   |
| A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)   |     |           |
| A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。   | 保65 | a ・ ① ・ c |
| <コメント><br>毎日の保育の振り返りは、指導計画の評価反省や職員会議での話し合いの中で行われている。職員は「振り返りシート」の作成や「自己評価チェック」を用いた園長面談を通して、資質の向上に努めている。職員一人ひとりの自己評価や質の向上への取組みは意識されているが、園全体の質の向上への意識までは至っていない。 |     |           |